船舶医療活動要領

2021 年 3 月 31 日 船舶医療活動要領検討ワーキンググループ

目 次

第	1	章 総 則・・					٠.	•		•		•	•	• 1
	1	策定の背景												
	2	目的												
	3	本要領の位置	量付け											
	4	本要領の適応	2											
第	2	章 活動の範囲	<u> </u>					•		•		•	•	• 2
	1	本要領に基づ	ういて活動 [、]	するケー	-ス									
	2	活動場所												
	3	活動する時期	月											
	4	活動の対象其	月間											
	5	受入れを想覚	ごする患者											
第	3	章 関係機関の)役割・・					•		•		•	•	• 3
	1	国の役割												
	2	被災都道府県	具の役割											
	3	非被災都道府	牙県の役割											
第	4	章 平常時の準	≛備・・・					•	•	•		•	•	• 6
	1	運用態勢の権												
	2	資器材の確例	R及び管理											
	3	訓練による第	ミ効性の向.	上及び本	要領の	修正								
第	5	章 発災時の流	5動・・・				٠.	•	• •	•		•	•	• 7
	1			DMAT	`等の派	遣要請	Ī							
	2	2 ,,												
	3	·		成及び乗	搖艦等									
	4	—												
	5													
	6		`											
	7	×												
第		章 活動の終了					• •	•	•	•	• •	•	•	• 13
	1	—												
	2			び資器材	か撤収									
	3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,												
	4)作成											
	5	2 17.11												
用	語	の定義・・・						•	• •	•		•	•	• 14

第1章 総 則

1 策定の背景

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害時には、膨大な数の負傷者の発生等により医療ニーズが増大し、被災地内の医療需給が大きく崩れる状況が想定される。このため、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」、「南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、全国から、DMAT(DMATロジスティックチーム及びDMAT補助要員を含む。)をはじめとする医療チーム(以下、「DMAT等」という。)による応援を迅速に行い、被災地内において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保し、あわせて被災地内の地域医療搬送を支援するとともに、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築することとしている。

こうした観点から、陸上の医療機能を補完する方策の一つとして、これまで災害時多目的船 (病院船)に関する調査・検討のほか、民間船舶や政府艦船などの既存船舶を活用した医療活動の実証訓練、さらには医療モジュールを活用した陸上の航空搬送拠点臨時医療施設(以下「SCU」という。)の機能強化の実証訓練を関係省庁及び医療機関等と連携して実施してきたところである。

本要領は、これまでの既存船舶活用に係る検討・検証結果や、平成30年6月の米国海軍病院 船マーシーの東京寄港から得られた知見(指揮命令系統の明確化)等を踏まえ、船舶において 医療活動を実施する場合に必要な関係機関の連携の在り方等を定めるものである。

2 目的

本要領は、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害時の急性期を対象として、沿岸部における陸上の医療機能を補完するため、現時点において保有している政府艦船及び利用可能な資器材等を活用し、洋上でのSCU(以下「洋上SCU」という。)を開設・運営するための具体的な活動手順を示し、洋上における医療体制を確保することを目的とする。

3 本要領の位置付け

本要領は、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和元年5月27日中央防災会議幹事会)」及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和元年5月27日中央防災会議幹事会)」並びに「大規模地震・津波災害応急対策対処方針(令和元年5月27日中央防災会議幹事会)」に基づき、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画(地方公共団体間の災害時相互応援協定を含む。)等において、政府艦船における洋上SCUを開設・運営するための具体的な活動手順を記載する際の指針となるものである。

4 本要領の適用

(1) 本要領は、大規模地震が発生し、その災害応急対策を推進するために緊急災害対策本部が 設置された場合に適用する。また、相当程度の地震・津波災害により非常災害対策本部が設 置された場合にも必要に応じて準用する。

(2) 大規模地震以外の災害が発生し、その災害応急対策を推進するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合にも必要に応じて準用する。

第2章 活動の範囲

1 本要領に基づいて活動するケース

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時において甚大な被害が発生し、被災都道府 県内の陸上の医療機能が著しく低下するとともに、その機能を洋上SCUにより補完する必要 が生じた場合。

2 活動する場所

緊急的に、負傷者や医療施設にいる患者に対して船舶を利用した航空搬送拠点が必要となる 地域の沿岸域。

3 活動する時期

年間を通して活動する。ただし、気象等の状況に応じて、緊急災害対策本部等が、政府艦船 保有機関及び厚生労働省と調整する。

4 活動の対象期間

発災後から、緊急的に負傷者や医療施設の患者の船舶を利用した航空搬送拠点が必要となる期間とする。ただし、政府艦船に他の緊急性・公共性・非代替性の高い業務が発生した場合はこの限りではない。

5 受け入れを想定する患者等

- (1) 継続治療を必要とする中等症患者
- (2) 海上漂流者
- (3) 離島での患者 等

6 収容可能患者数

16 人(基準)、最大 40 人とする。ただし、支援物資の輸送等、洋上SCU以外の任務を政府艦船が兼ねており、病床の展開に制約がある場合は、収容患者数を減少する。

第3章 関係機関の役割

1 国の役割

緊急災害対策本部等及び政府現地対策本部を中心に非被災都道府県からのDMAT等の派遣、広域医療搬送の実施等に係る調整、政府艦船及び同艦船に着艦可能な航空機の派遣等を行う。

(1) 緊急災害対策本部等

- ① 被災都道府県からの洋上SCU設置の要請に基づき、洋上SCU設置に必要な政府艦船 保有機関の行う政府艦船の派遣及び航空機保有機関の行う航空機の派遣の実施について総 合調整を行う。
- ② 厚生労働省、文部科学省、防衛省(防衛医科大学校病院及び自衛隊病院)、日本赤十字社 及び国立病院機構等の行う、洋上SCUに係るDMAT等の派遣、防衛省、国土交通省、 海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を 行う。
- ③ 被災都道府県の要請に基づき、広域医療搬送(洋上SCUに係るものを含む。以下同じ)の実施を決定する。ただし、被災都道府県の要請がない場合であって、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。
- ④ 洋上SCUからの広域医療搬送を実施する場合、搬送に必要な航空機(航空機内の医療活動を担当するDMAT及び資器材を含む。)について総合調整を行う。

(2) 厚生労働省及びDMAT事務局

- ① 厚生労働省は、DMAT事務局を通じ、被災都道府県の要請に基づき、非被災都道府県及び国立病院機構等に対して、洋上SCUへのDMATの派遣を要請するとともに、派遣されるDMATについて、緊急災害対策本部等へ報告する。
- ② 厚生労働省及びDMAT事務局は、政府艦船保有機関が行う洋上SCUを設置するため の政府艦船の派遣について防衛省と必要な協議・調整等を行う。
- ③ 厚生労働省は、DMAT事務局を通じ、非被災都道府県に対して、広域後方医療活動の実施を要請し、当該活動を実施する施設について、要請先の非被災都道府県の選定報告を受けて、緊急災害対策本部等に対して報告する。
- ④ DMAT事務局は、洋上SCUにDMATを派遣した非被災都道府県及び国立病院機構等からの報告に基づき、当該DMATの派遣状況を厚生労働省に報告するとともに、厚生労働省は、緊急災害対策本部等へ報告する。
- ⑤ DMAT事務局は、洋上SCUが設置された被災都道府県からの報告に基づき、当該 洋上SCUの活動状況を厚生労働省に報告するとともに、厚生労働省は、緊急災害対策本 部等へ随時報告する。
- ⑥ 厚生労働省及びDMAT事務局は、洋上SCUの活動の終始を通じ、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を用いて災害医療に関する情報を共有する。

(3) 政府艦船保有機関

- ① 被災都道府県の沿岸域に洋上SCU設置に必要な政府艦船を派遣する。
- ② 洋上SCUの開設・運営・撤収に係る支援、資器材の提供及び艦内における宿泊場所

の提供を行う。

(4) 航空機保有機関

- ① 緊急災害対策本部等の調整に基づき、航空機搭乗場所から洋上SCUが設置された政府 艦船へのDMAT等(資器材を含む。)の輸送支援を行う。
- ② 被災都道府県災害対策本部の調整に基づき、被災地から洋上SCUへの地域医療搬送及 び洋上SCUから被災地内外への地域医療搬送を行う。
- ③ 緊急災害対策本部等の調整に基づき、洋上SCUから非被災都道府県への広域医療搬送を行う。
- ④ 緊急災害対策本部等の調整に基づき、洋上SCUから航空機降機場所へのDMAT等 (資器材を含む。)の輸送支援を行う。

2 被災都道府県の役割

- (1) 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時において甚大な被害が発生し、陸上の医療機能を洋上SCUにより補完する必要が生じた場合、緊急災害対策本部等を通じて政府艦船保有機関に対し洋上SCU設置に必要な政府艦船の派遣を要請し、また、航空機保有機関に対し洋上SCUが設置された政府艦船へのDMAT等の乗艦に必要な航空機の派遣を要請する。
- (2)被災都道府県の災害対策本部内に、洋上SCUにおける医療活動を含む保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部等を設置する。また洋上SCUを含む被災地内のDMATに対する指揮、関係機関との活動調整を行う組織として、DMAT都道府県調整本部を設置する。
- (3) EMIS等を用いて、洋上SCUを含め医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、 患者等の避難に必要な支援を行う。
- (4) 洋上SCUから非被災都道府県への広域医療搬送について緊急災害対策本部等に要請する とともに、被災都道府県内又は近隣の非被災都道府県への地域医療搬送について、災害対策 本部において調整する。
- (5) 洋上SCUに係る地域医療搬送を行う場合、搬送に必要な航空機(航空機内の医療活動を 担当するDMAT及び資器材を含む。)を派遣する。

3 非被災都道府県の役割

- (1)被災都道府県の要請に基づき、医療機関に対し、洋上SCUへのDMAT等の派遣を要請する。
- (2)被災都道府県の要請及び緊急災害対策本部等における調整に基づき、洋上SCUからの搬送に係る広域後方医療施設を選定し、厚生労働省に報告するとともに、当該都道府県内の医療機関に対し後方医療活動を要請する。

4 DMAT以外の医療チームの活動

洋上SCUにおけるDMATの活動が長期に及ぶ可能性がある場合は、必要に応じ、日本医

師会災害医療チーム(JMAT)や、日本赤十字社、国立病院機構、国立大学病院、日本医師会等からの医療チーム派遣等の協力を得て、洋上SCUの運営継続に留意する。

第4章 平常時の準備

1 運用態勢の構築

関係機関は、発災時、政府艦船を用いた洋上SCUにおいて迅速かつ的確に医療活動が実施できるよう、主に以下の事項について、関係する計画等の整備に努める。

- (1) 洋上SCUに係る政府艦船の派遣要請の手順
- (2) 洋上SCUが設置された政府艦船への乗艦方法
 - ① 当該政府艦船への人員の乗退艦、資器材の搭載、撤収手順
 - ② 洋上SCUに使用する資器材の保管場所及び輸送方法
 - ③ 洋上SCUの設置、運営計画
- (3) 政府艦船保有機関への艦船乗艦承認申請書の提出方法
- (4) 航空機保有機関への航空機搭乗承認申請書の提出方法
- (5) 航空機内に搭載する医療用電子機器及び医療用酸素ボンベの搭載要件

2 資器材の確保及び管理

洋上SCUの設置・運営に必要な資器材のうち、DMAT等が携行する標準資器材以外のものについての調達及び調達後の管理(保管責任者の指定、保管場所の確保、定期点検方法及び使用後の整備方法等)については、関係機関との調整による。

別紙第1「洋上SCUに配備すべき資器材(基準)」

3 訓練による実効性の向上及び本要領の改正

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害を想定した各種訓練を通じて、本要領の内容 を評価し、定期的に改善していくことで実効性を高めるとともに、必要に応じて本要領を改正 する。

第5章 発災時の活動

1 洋上SCU設置に係る政府艦船、航空機及びDMAT等の派遣要請等

- (1) 洋上SCUの設置に係る政府艦船、航空機及びDMATの派遣要請の手順
 - ① 被災都道府県は、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時において甚大な被害が発生し、被災都道府県内の医療施設及びSCUの機能が著しく低下したため、その機能を洋上SCUにより補完する必要が
 - 生じた場合、緊急災害対策本部等を通じて政府艦船保有機関に対して洋上SCUに係る政府艦船の派遣を要請する。この際、政府艦船の停泊位置を検討するため、洋上SCUによる支援を必要とする医療施設及びSCUを伝達する。
 - ② 緊急災害対策本部等は、被災都道府県からの要請に基づき、政府艦船保有機関に対して 洋上SCU設置に必要な政府艦船の派遣の調整を行う。また被災都道府県の要請がない場 合においても必要と認められる場合は、政府艦船保有機関に対して洋上SCU設置に必要 な政府艦船の派遣を依頼する。
 - ③ 政府艦船保有機関は、洋上SCUに係る政府艦船の派遣可否、艦船の種類、洋上SCU 以外の支援任務の有無、洋上SCUとして使用可能な場所(概ねの広さ)及びDMATの 乗艦場所(航空機で乗艦する場合は、航空機の着艦に必要な情報を含む。)を緊急災害対 策本部等に回答する。
 - ④ 政府艦船への乗艦に航空機が必要な場合、緊急災害対策本部等は、被災都道府県からの 要請に基づき、航空機保有機関に対して航空機の派遣の調整を行う。
 - ⑤ 航空機保有機関は、航空機の派遣可否、航空機の機種及び航空機搭乗場所と政府艦船間 の延べ往復回数等を緊急災害対策本部等に回答する。
 - ⑥ 緊急災害対策本部等は、被災都道府県に対して洋上SCUに係る政府艦船派遣の決定に ついて回答する。
 - ⑦ 被災都道府県は、厚生労働省及びDMAT事務局に対して非被災都道府県からの政府艦船に乗艦するDMATの派遣を要請する。
 - ⑧ 厚生労働省及びDMAT事務局は、艦船の種類、洋上SCUとして使用可能な場所(概ねの広さ)、航空機の機種、航空機搭乗場所と政府艦船間の延べ往復回数等の情報をもとに、洋上SCUで収容可能な患者数及び洋上SCUの運営に必要なDMATチーム数を決定する。その上で、被災都道府県からの要請に基づき、非被災都道府県に、DMAT指定医療機関に対して洋上SCUで医療活動を行うDMATの派遣について調整を行う。この際、DMATの活動場所及び活動期間の見込みを伝達する。
 - ⑨ 非被災都道府県は、被災都道府県からの要請に基づき、DMAT指定医療機関に対して 洋上SCUで医療活動を行うDMATの派遣を要請し、派遣可能なチームの取りまとめを 行う。そして、派遣可能なDMATのチーム数及び活動期間を、厚生労働省及びDMAT 事務局に回答する。
 - ⑩ 厚生労働省及びDMAT事務局は、被災都道府県に対して洋上SCUで医療活動を 行うDMATのチーム数及び活動期間を報告する。

- (2) 政府艦船への乗艦時期、場所等及び航空機への搭乗時期、場所等の伝達手順
 - ① 厚生労働省は、緊急災害対策本部等に対して政府艦船に乗艦するDMATの決定を連絡する。
 - ② 緊急災害対策本部等は、洋上SCUが設置される政府艦船保有機関に対して当該政府艦 船に乗艦するDMATの決定を連絡する。
 - ③ 当該政府艦船保有機関は、緊急災害対策本部等に対して、DMATの政府艦船への乗艦 時期、場所等を緊急災害対策本部等に連絡する。この際、艦船乗艦承認申請書の提出につ いては、関係機関との調整による。
 - ④ 政府艦船への乗艦に航空機が必要な場合、緊急災害対策本部等は、洋上SCUへのDM ATおよび資器材の輸送を行う航空機保有機関に対して航空機に搭乗するDMATの決定を連絡する。
 - ⑤ 航空機保有機関は、政府艦船保有機関との調整に基づき、緊急災害対策本部等に対して DMATの航空機への搭乗時期、場所等について連絡する。この際、航空機搭乗承認申請 書の提出については、関係機関との調整による。
 - ⑥ 緊急災害対策本部等は、被災都道府県に対して洋上SCUが設置される政府艦船の派遣 時期及び収容可能患者数等を連絡する。
 - ⑦ 緊急災害対策本部等は、厚生労働省に対してDMATの政府艦船への乗艦時期、場所及 び艦船名等を連絡する。なお、航空機で乗艦する場合は、航空機への搭乗時期、場所及び 航空機名等も併せて連絡する。
 - ⑧ 厚生労働省は、DMAT事務局を通じて、非被災都道府県に対し、DMATの政府艦船への乗艦時期、場所及び艦船名等を連絡する。なお、航空機で乗艦する場合は、航空機への搭乗時期、場所及び航空機名等も併せて連絡する。

別紙第2「政府艦船、航空機及びDMATの派遣要請手順」

「政府艦船への乗艦時期・場所等及び航空機への搭乗時期・場所等の伝達手順」

2 資器材の輸送

- (1) 洋上SCUが設置される政府艦船に航空機で資器材を搭載する場合
 - ① DMAT標準資器材 航空機に搭乗するDMAT等が、派遣元病院から航空機搭乗場所にDMATカー等で携 行する。
 - ② DMAT標準資器材に含まれない資器材

当該資器材の保管場所から航空機搭乗場所への輸送方法(輸送責任者の指定、資器材のパッキング方法及び輸送手段の確保等)については、関係機関との調整による。

なお、艦船着艦後の航空機からの資器材の卸下は、エンジンを停止して行うことが望ましい。

別紙第3「洋上SCU資器材の航空機への搭載区分(基準)

- (2) 洋上SCUが設置される政府艦船を接岸させ、直接搭載する場合
 - ① DMAT標準資器材

当該政府艦船に乗艦するDMAT等が、派遣元病院から政府艦船乗艦場所にDMATカー等で携行する。

② DMAT標準資器材に含まれない資器材

当該資器材の保管場所から政府艦船乗艦場所への輸送方法(輸送責任者の指定、資器材のパッキング方法及び輸送手段の確保等)については、関係機関との調整による。

3 DMATの参集、編成及び政府艦船への乗艦等

- (1) DMAT事務局は、政府艦船に乗艦するDMATに対して、政府艦船の乗艦場所又は航空機搭乗場所の近傍に参集拠点を決定し、に参集するよう具体的に指示する。
- (2) 洋上SCU指揮所リーダー(政府艦船に派遣された統括DMAT登録者が参集拠点に到着していればその者であるが、到着するまでは他の参集したDMATの医師が代行する。)は、参集したDMAT等の受付・登録及び資器材の確認並びに政府艦船又は航空機への搭載の調整を行う。

別紙第4「乗艦するDMAT等の編成(基準)」

4 洋上SCUの設置

(1) 艦船停泊位置の確認

政府艦船責任者は、政府艦船の停泊位置が決定後、その緯度・経度を政府艦船保有機関、 洋上SCUへのDMAT等の搬送を担う航空機保有機関及び乗艦したDMAT等に伝達す る。

(2) 洋上SCU指揮所の設置

洋上SCUは、原則として被災都道府県の保健医療調整本部(DMAT都道府県調整本部を含む。以下「保健医療調整本部」という。)の直接の指揮下にある指揮所として運用され、洋上SCU指揮所リーダーは、政府艦船責任者又は責任者の指名する者(以下「政府艦船責任者等」という)と調整の上、指定された場所に洋上SCU指揮所を設置する。設置場所の調整に際しては、以下の事項に留意する。

- ① 政府艦船責任者等との連絡・調整
- ② 診療部門の活動状況の把握
- ③ 各種通信機器の設置及び使用
- (3) 洋上SCU診療部門の開設

洋上SCU指揮所リーダーは、洋上SCU診療部門リーダーを決定するとともに、政府艦船責任者等から指定された場所に診療部門を開設するよう指示する。その際、必要に応じ、政府艦船責任者等に対して政府艦船乗員の支援を依頼する。開設する場所については、患者搬送に使用する昇降機の位置等、患者搬送の動線に留意する。

(4) 洋上SCUに設置するエリア

指揮所エリア、患者搬入・搬出管理エリア、収容エリア、レントゲン撮影エリア、資器材 管理エリア、DMAT等隊員待機エリア

別紙第5「洋上SCUの指揮系統及び連絡・調整系統」

別紙第6「洋上SCUの内部配置」

(5) 通信の確保

① 艦外との通信

洋上SCUで活動するDMAT等は、原則として、洋上SCU用として管理され、政府 艦船に搭載した船舶用衛星電話により、音声通話及びデータ通信を行う。ただし、政府艦 船の特性によりSCU指揮所における船舶用衛星電話の通信確保が困難な場合、SCU指 揮所リーダーは、政府艦船責任者等に対して洋上SCU指揮所でEMISを使用するた め、艦船のインターネット環境を使用可能なパソコンの借用とパソコンの操作人員の支援 について調整する。

② 艦内での通信

簡易デジタル無線、拡声器、艦内一斉放送及び艦内電話等により行う。細部は政府艦船 責任者等との調整による。

5 洋上SCUの運営

(1) 洋上SCU指揮所の業務

洋上SCU指揮所リーダーは、政府艦船責任者等との連絡・調整により、以下の業務を行うものとする。

- ① 乗艦したDMAT等の指揮
- ② 船舶用衛星電話によるインターネット環境の構築及びEMISの運用
- ③ 診療部門の開設及び運営の指揮・監督
- ④ 医療搬送に関する情報収集及び連絡・調整
- ⑤ 被災都道府県との連絡・調整
- ⑥ 乗艦したDMAT等の勤務計画の作成
- ⑦ 政府艦船責任者等との連絡・調整会議への参加
- (2) 洋上SCU診療部門の業務

洋上SCU診療部門リーダーは、洋上SCU指揮所リーダーの指揮下、政府艦船責任者等との連絡・調整により、以下の業務を行うものとする。なお、洋上SCUに収容した患者は、その病態及び病状を考慮して、原則として 24 時間以内(可能な限り当日中)に搬出するよう努める。この際、搬入から搬出の終始を通じ、収容患者の船酔い対策に留意する。

- ① 航空機からの患者等の搬入 政府艦船責任者等との調整の上、政府艦船乗員の支援を受け患者等を搬入する。
- ② 患者等のトリアージ 緊急度及び必要な処置内容に応じて、患者の収容場所を決定する。
- ③ 患者の安定化処置 患者の病態に応じて、必要な安定化処置を行う。
- ④ 画像診断 緊急性の高い患者の診断及び処置結果の確認に必要なレントゲン撮影を行う。
- ⑤ 患者の一時収容及び看護

患者数及び病態に応じた看護師等を配置し、収容した患者に対して療養上の世話又は診療の補助を行う。

- ⑥ 航空機への患者の搬送 政府艦船責任者等との調整の上、政府艦船乗員の支援を受け患者を搬送する。
- ⑦ 資器材の管理 専任の担当者を配置し、確実な資器材の管理に努める。
- (3) 洋上SCUへの患者等搬入における地域医療搬送の調整手順
- ア 地域医療搬送計画の作成及び伝達
 - ① 保健医療調整本部は、被災医療機関と入院患者の避難の必要性について合意の上、洋上 SCUに対して、洋上SCUへの搬送が適当と認められる入院患者について受入の調整を 行う。
 - ② 洋上SCUは、政府艦船責任者等と調整の上、患者の受入可能人数を保健医療調整本 部に回答する。
 - ③ 保健医療調整本部は、同本部のドクターへリ調整部を通じて、被災都道府県災害対策 本部内の航空運用調整班に対して被災医療機関から洋上SCUに患者を搬送する航空機の 運航を要請する。
 - ④ 航空運用調整班は、政府艦船保有機関及び航空機保有機関との調整のうえ、洋上SC Uへの患者の地域医療搬送計画を決定し、政府艦船保有機関、航空機保有機関及び保健医 療調整本部(ドクターへリ調整部)に連絡する。
 - ⑤ 政府艦船保有機関、航空機保有機関及び保健医療調整本部は、各連絡系統により地域医療搬送計画を周知する。
- イ 地域医療搬送計画に基づく航空機の離着の調整
 - ① 航空運用調整班は、被災医療機関、政府艦船及び航空機保有機関に対して、離着陸・離 着艦(以下「離着」という。)に係る情報の確認及び調整を行う。
 - ② 被災医療機関、洋上SCU及び航空機保有機関は、航空運用調整班からの航空機の離着 情報に基づき、患者の搬出及び搬入準備を行う。
- (4) 洋上SCUからの患者搬出における広域医療搬送の調整手順
- ア 広域医療搬送計画の作成及び伝達
 - ① 洋上SCUは、保健医療調整本部に対して、EMIS等を活用し、定期的に洋上SCU の患者収容状況を報告する。
 - ② 保健医療調整本部は、洋上SCUからの患者収容状況報告に基づき、被災都道府県災害対策本部を通じて、緊急災害対策本部等に対して患者の広域医療搬送を要請する。
 - ③ 緊急災害対策本部等は、保健医療調整本部からの要請に基づき、厚生労働省及びDMA T事務局を通じて非被災都道府県に広域後方医療活動について調整を行う。
 - ④ 非被災都道府県は、広域後方医療施設を選定し、患者受入を要請する。
 - ⑤ 広域後方医療施設は、非被災都道府県に患者受入可否を回答する。
 - ⑥ 非被災都道府県は、厚生労働省及びDMAT事務局を通して、緊急災害対策本部等に広 域後方医療施設への患者受入可否を回答する。

- ⑦ 緊急災害対策本部等は、被災都道府県からの要請に基づき、航空機保有機関に対して 広域医療搬送に用いる航空機の運航の調整を行う。
- ⑧ 洋上SCUにかかる広域医療搬送の運航の依頼を受けた航空機保有機関は、緊急災害対策本部等に対して運航の可否を回答する。
- ⑨ 緊急災害対策本部等は、広域医療搬送の実施を決定し、被災都道府県災害対策本部、厚生労働省、政府艦船保有機関及び航空機保有機関に対して広域医療搬送計画を連絡する。
- ⑩ 被災都道府県災害対策本部、厚生労働省、政府艦船保有機関及び航空機保有機関は、各連絡系統により広域医療搬送計画を周知する。
- イ 広域医療搬送計画に基づく航空機の離着の調整
 - ① 航空機保有機関は、政府艦船及び広域後方医療施設に対して離着に係る情報の確認及び 調整を行う。
 - ② 政府艦船及び洋上SCU並びに広域後方医療施設は、航空機保有機関からの航空機の離 着情報に基づき、患者の搬出及び搬入の準備を行う。
- (5) 洋上SCUからの患者搬出における地域医療搬送の調整手順(非被災都道府県へ搬送)
- ア 地域医療搬送計画の作成及び伝達
 - ① 洋上SCUは、保健医療調整本部に対して洋上SCUからの患者搬出を要望する。
 - ② 保健医療調整本部は、非被災都道府県に対して後方医療施設への洋上SCUからの患者の受入れを要請する。
 - ③ 非被災都道府県は、保健医療調整本部からの要請に基づき、後方医療施設に対して患者 の受入れを要請する。
 - ④ 後方医療施設は、非被災都道府県を通じて、保健医療調整本部に対して後方医療施設への患者の受入可能人数を回答する。
 - ⑤ 保健医療調整本部は、同本部のドクターへリ調整部を通じ、被災都道府県災害対策本部 内の航空運用調整班に対して洋上SCUから後方医療施設に患者を搬送する航空機の運航 を要請する。
 - ⑥ 被災都道府県災害対策本部内の航空運用調整班は、保健医療調整本部からの要請に基づき、航空機保有機関に対して航空機の運行を要請する。
 - ⑦ 洋上SCUにかかる地域医療搬送に係る要請を受けた航空機保有機関は、被災都道府県 災害対策本部内の航空運用調整班に対して運航の可否を回答する。
 - ⑧ 航空運用調整班は、患者の地域医療搬送計画を決定し、政府艦船保有機関、航空機保有機関及び具保健医療調整本部(ドクターヘリ調整部)に連絡する。
 - ⑨ 政府艦船保有機関、航空機保有機関及び保健医療調整本部は、各連絡系統により地域医療搬送計画を周知する。
- イ 地域医療搬送計画に基づく航空機の離着の調整
 - ① 航空運用調整班は、洋上SCU、航空機保有機関及び後方医療施設に対して離着にかかる情報の確認・調整を行う。
 - ② 洋上SCU、航空機保有機関及び後方医療施設は、航空運用調整班からの航空機の離着 情報に基づき、患者の搬出及び搬入準備を行う。

- (6) 洋上SCUからの患者搬出における航空機内の医療活動
 - ① 洋上SCUからの患者搬出において、航空機内の医療活動を担当するDMAT等は、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。
- ② ①に必要な人員及び資器材(担架等)は、地域医療搬送は被災都道府県災害対策本部が、広域医療

搬送は緊急災害対策本部等がそれぞれ計画準備する。

別紙第7「洋上SCUへの患者搬入(地域医療搬送)」

別紙第8-1「洋上SCUからの患者搬出(広域医療搬送)」

別紙第8-2「洋上SCUからの患者搬出(地域医療搬送)」

別紙第9「地域医療搬送及び広域医療搬送に必要な調整項目」

(7) 政府艦船医務室等の使用

洋上SCU診療部門リーダーは、収容患者が洋上SCUの診療能力を超える処置等を必要と認めた場合、政府艦船責任者等と調整の上、政府艦船医務室等を活用し、患者の救命及び病態安定に努める。

- (8) DMAT等の交代等
 - ① 被災都道府県は、洋上SCUで活動するDMAT等の活動時間が48時間(基準)を超える見込みとなる場合に、緊急災害対策本部等に、DMAT等の交代に必要な航空機等移動手段を要請する。
 - ② 被災都道府県は、厚生労働省及びDMAT事務局を通じて、非被災都道府県に対して交 代となるDMAT等の派遣を要請する。
 - ③ 厚生労働省及びDMAT事務局は、非被災都道府県から派遣されるDMAT等に対し、 緊急災害対策本部等が指定する場所への参集を指示する。
 - ④ 洋上SCU指揮所リーダーは、DMAT等の健康状態を把握し適切な休息を与えるとと もに、早期の回復が困難な場合は艦内医務室への収容等に留意する。
- (9) 資器材の補充

洋上SCU指揮所リーダーは、不足が予想される資器材について、被災都道府県等と連携 し、患者搬送に使用する航空機等を活用して補充する。

(10) 医療廃棄物等の管理

洋上SCU指揮所リーダーは、政府艦船内への医療廃棄物等の滞留を防止するとともに、 被災都道府県等と連携し、医療廃棄物等の処理を確実に行う。

(11) DMAT等の食事等

洋上SCUで活動するDMAT等は、原則として、洋上SCU用として管理され、DMA T等が政府艦船に搭載した食事を喫食する。なお、喫食場所及びごみの処分については、政 府艦船責任者等との調整による。

(12) DMAT等の宿泊

洋上SCUで活動するDMAT等は、政府艦船責任者等の指定する場所に宿泊する。なお、洋上SCU指揮所の運営及び収容患者の看護等のため、政府艦船の指定する消灯時間以降において、指揮所エリア及び収容エリア等で活動する場合については、政府艦船責任者等

との調整による。

6 情報の取扱い

洋上SCUで活動するDMAT等は、政府艦船の特性を考慮し、特に以下の事項について政府艦船責任者等の指導・助言・許可を受ける。

- (1) 携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体等の持込み
- (2) インターネット環境構築に伴う通信器材の設置
- (3) 小型トランシーバー等の使用
- (4) 立入禁止区画
- (5) 活動記録に伴う撮影禁止場所

7 安全管理

洋上SCUで活動するDMAT等は、政府艦船の特性を考慮し、特に以下の事項について政府艦船責任者等の指導・助言・許可を受ける。

- (1) 航空機への接近・離脱
- (2) 艦内階段の昇降
- (3) 医療廃棄物等の管理
- (4) 政府艦船に緊急事態が発生した場合の対応
- (5) 航行間の洋上SCU設置区画での作業要領と資器材の固定

第6章 活動の終了

1 洋上SCUの活動終了

被災都道府県は、緊急災害対策本部等及び厚生労働省DMAT事務局と調整の上、洋上SC Uの活動終了を決定する。活動終了が決定後、速やかにその旨を洋上SCU指揮所リーダーに 伝達する。

2 政府艦船からの人員及び資器材の撤収

- (1)被災都道府県は、活動終了が決定後、関係機関と調整の上、洋上SCUで活動するDMA T等に撤収を指示する。
- (2) 洋上SCUで活動するDMAT等は、政府艦船責任者等と使用した区画の撤収要領(撤収開始時期・撤収順序・撤収完了時期・乗員の支援依頼等)について調整する。
- (3) 被災都道府県は、緊急災害対策本部等に、DMAT等の退艦に必要な航空機等移動手段を 要請する。
- (4) 航空機で資器材を搬出する場合
 - ① DMAT標準資器材 搭乗する航空機で搬送し、降機場所のDMATカー等に搭載する。
 - ② DMAT標準資器材に含まれない資器 飛行甲板に着艦した航空機に搭載する。この際、安全管理上、努めて航空機のエンジン を停止して搭載・固定することが望ましい。なお、降機場所からの資器材の搬送について は、関係機関との調整による。
- (5) 政府艦船を接岸させ、直接資器材を搬出する場合
 - ① DMAT標準資器材 人員が航空機で退艦する場合は、(4) ①に準ずる。なお、全ての人員が政府艦船で移動 する場合は、(5) ②とともに搬送する。
 - ② DMAT標準資器材に含まれない資器材 航行間の荷崩れを防止するため、指定された場所に固定し、接岸後は指示された方法で 資器材を卸下する。なお、退艦場所からの資器材の搬送については、関係機関との調整に よる。

3 資器材の整備

- (1) DMAT標準資器材 DMAT指定医療機関の計画に基づき整備する。
- (2) DMAT標準資器材以外の資器材

資器材の調達及び調達後の管理(保管責任者の指定、保管場所の確保、定期点検方法及び 使用後の整備方法等)については、関係機関との調整による。

4 活動報告書の作成

洋上SCU指揮所リーダーは、活動終了に伴い活動報告書を作成し、関係機関に報告する。

5 費用の支弁

DMAT等の派遣に要した費用は、原則としてDMAT等を派遣したDMAT指定医療機関等と当該指定医療機関が所在する都道府県との事前の協定に基づいて支弁される。

用語の定義

・DMAT (ディーマット) (Disaster Medical Assistance Team の略)

災害の発生直後の急性期(概ね 48 時間以内)に活動が開始できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた医療チーム(医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本編成)

· DMAT指定医療機関

DMAT派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省又は都道府県に指定された医療機関

·統括DMAT登録者

厚生労働省が実施する「統括DMAT研修」を修了し、厚生労働省に登録されたDM AT隊員で、災害時に各DMAT本部の責任者として活動する資格を有する隊員

・ロジスティクス

DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等の確保及びDMAT活動に必要な連絡、調整、情報収集等の業務

・DMATロジスティックチーム

DMAT都道府県調整本部等の本部業務において、統括DMAT登録者をサポート し、主に病院支援や情報収集等のロジスティクスを専門とした活動を実施するチーム

DMATロジスティックチーム隊員

厚生労働省等が実施する「DMATロジスティックチーム隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者で、災害時にDMATロジスティックチームとして活動する資格を有する隊員

DMAT補助要員

厚生労働省・都道府県等の派遣要請を受け、DMATの活動の支援を行う者

緊急災害対策本部等

緊急災害対策本部(非常災害対策本部)及び緊急災害対策本部(非常災害対策本部)事務局 (緊急災害対策本部(非常災害対策本部)の業務を効率的に遂行するため、内閣官房及び指 定行政機関の職員等で構成する事務局)

被災都道府県の保健医療調整本部

被災都道府県の災害対策本部内、又は庁内に設置され、保健医療活動の総合調整を行う。

・被災都道府県のDMAT都道府県調整本部

被災都道府県の保健医療調整本部内に設置され、災害時に被災都道府県内のDMATに対する指揮、防災関係機関との活動調整を行う。

広域災害救急医療情報システム(イーミス: EMIS)

災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、 災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム

・航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット: SCU)

航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、広域医療搬送及び地域医療搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に設置される臨時の医療施設

• 政府艦船責任者等

政府艦船の責任者及び責任者が指名する者

· 洋上SCU

航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、政府艦船内に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの

·洋上SCU指揮所

政府艦船に乗艦したDMATの指揮及び政府艦船責任者との活動調整を行う場所

・洋上SCU診療部門

洋上SCUにおける患者のトリアージ、安定化処置、一時収容・看護及び搬送準備等 を担当する部門

• 安定化処置

一時的に全身状態を維持させる処置(外傷初期診療ガイドライン(Japan Advanced Trauma Evaluation and care: JATEC)の primary survey に準じた蘇生処置

• 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

• 地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、 ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む) であって、広域医療搬送以外のものをいう。

広域後方医療活動

被災地外において被災地の患者を受入れて行う医療活動

• 広域後方医療施設

被災地外において広域後方医療活動を行う医療機関(SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)、 災害拠点病院等)

• 航空運用調整班

被災都道府県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する内部組織。警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊等が入手した被災地の情報を被災都道府県災害対策本部等に提供する。

ドクターへリ調整部

被災都道府県災害対策本部内に設置されたDMAT都道府県調整本部の内部組織として設置 される。また、航空運用調整班にも所属し、警察、消防、自衛隊等と航空機運用に関して情 報共有、連携を行う。

• 航空機保有機関

警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省、国土交通省等をいう。

1

船舶医療活動要領

別紙

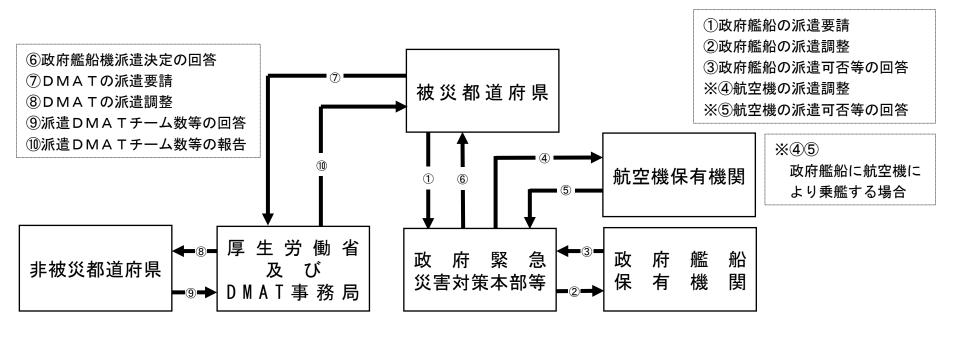
洋上SCUに配備すべき資器材(基準)

		数量	DMAT	DMAT標準資器材以外					DMAT	DMAT標準資器材以外	
区分	品 名		1 1	特別な管 理が必要	特別な管 理は不要	区分	品名	数量	標準 資器材	特別な管 理が必要	特別な管 理は不要
	パソコン	4台	0				折畳式担架	8本			0
	プリンター	2台	0			140 337	折畳式バックボード	8枚			0
	プロジェクター	2台		0		搬送 モジュール	ターポリン担架	4 0枚			0
11×100-7	スクリーン	2台		0		管理 Eðři-ll A	各種車椅子	3台			0
指揮所 モジュール	医療搬送カルテ等	一式	0				折畳式ストレッチャー(リッターキャリア)	3台			0
tソ 1-N	事務セット	一式	0				折畳み机	10台			0
	船舶用衛星電話	一式		0			折畳み椅子	10脚			0
	簡易デジタル無線	8台		0			折り畳み式ホワイトボード	10台			0
	拡声器	2台			0	***	患者用食料	40人×2日分		0%	
	搬送用モニター	2台	0			管理 EVil-N B 管理 EVil-N C	患者用飲料水	40人×2日分		0%	
	輸液ポンプ	2台	0				DMA T隊員用食料	40人×5日分		0%	
	搬送用人工呼吸器	2台	0				DMA T隊員用飲料水	40人×5日分		0%	
	携帯用吸引器	2台	0				患者用おむつ	40人×2日分		0%	
	携帯用超音波診断装置	2台	0				非常用簡易トイレセット	4セット		0	
	自動体外式除細動器	2台	0				清掃用具セット	一式			0
診 療	100酸素ベンベ(流量計付減圧弁を含む)	8本	0			管理 ・ Eジュール ・ D	カゴ台車	11台			0
ŧジュール	携帯型・酸素濃縮装置	20台		0			かご台車固定ベルト	22本			0
	救急カート	1台		0			かご台車用ルーフ	12個			0
	包帯交換カート	1台		0		D	資器材搬送用折畳台車	4台			0
	折畳式機械台	10台			0		備蓄倉庫用コンテナ	1棟			0
	携帯式レントゲン装置	一式		0		7 O //h					0
	DMAT標準薬剤	一式	0			その他					0
	DMAT標準薬剤以外の薬剤等	一式		0%							0
	点滴架台	40本			0						
	医療廃棄物入れ	10個		0							
収 容	簡易ベッド	40台			0						
モジ゛ュール	毛布	120枚			0						
	折畳み式パーテーション	2台			0						
	仕切り用カーテン (2m×1.8m)	20枚			0						

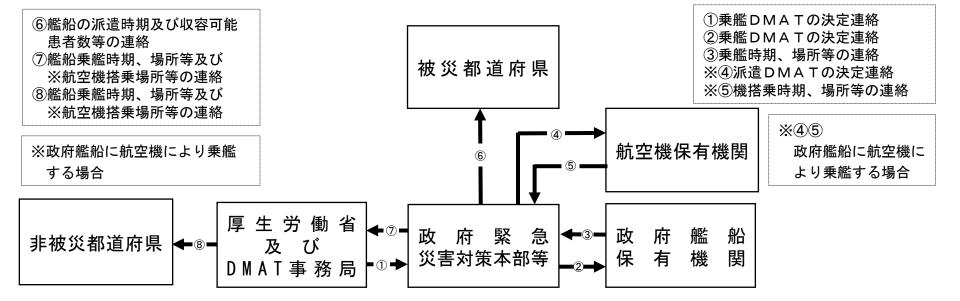
備考

〇※:医療機関で事前備蓄が困難な場合は発災後に緊急調達

・資器材は最大40人収容をとした場合の数量



政府艦船への乗艦時期・場所等及び航空機への搭乗時期・場所等の伝達手順



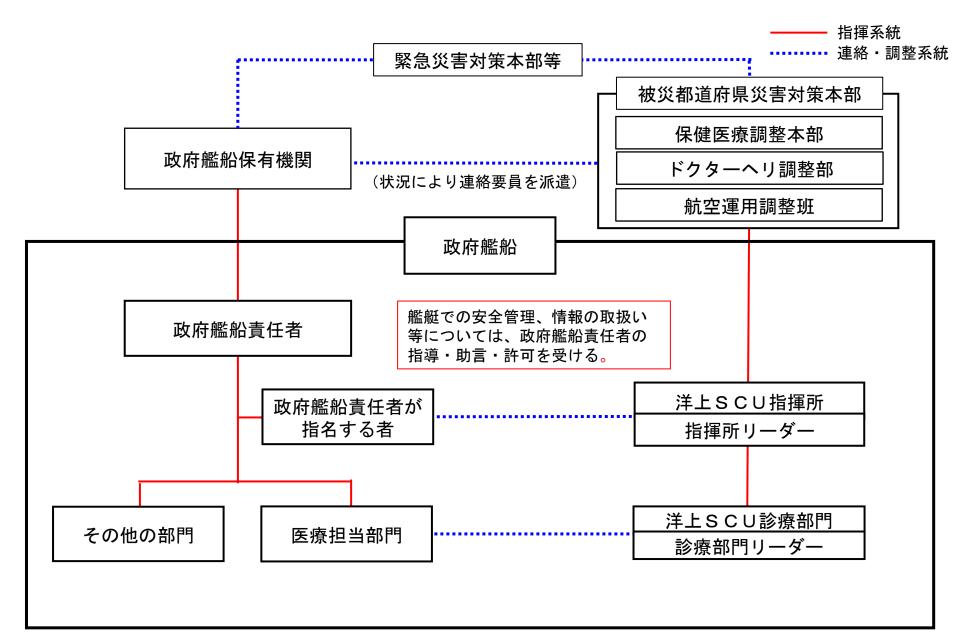
洋上SCU用資器材の航空機への搭載区分(基準)

航空機搭乗場所と	搭乗人員	搭載かご台車	収容可能	搭載区分(航空機荷室内の搭載イメージ) ※自衛隊の大型ヘリコプターを使用した場合					
艦船間の延べ往復回数	旧木八兵	(主要資器材)	患者数	 1往復目 	2 往復目	3往復目			
2回 例 1) 2機 1 往復 例 2) 1 機 2 往復	2 4 人 - 指揮所: 8 人 - 診療部門: 1 6 人 - 診療リーダー等: 4 人 - 診療担当: 1 2 人 医師師: 3 人 看護師を員: 3 人	8台 ・指揮モジュール×1 ・診療モジュール×1 ・レントゲン装置×1 ・収容モジュール×1 ・搬送モジュール×1 ・補給モジュール×2	16人	指揮 診療 以みが、ソ 収容 6 人	搬送 補給 管理 管理 6人				
3回 例1)3機1往復 例2)2機1往復 +1機1往復 例3)1機3往復	40人 ・指揮所:8人 ・診療部門:32人 ・診療リーダー等:4人 ・診療担当:28人 医師:7人 看護師:14人 業務調整員:7人	11台 ・指揮モジュール×1 ・診療モジュール×1 ・シントゲン装置×1 ・収容モジュール×2.5 ・搬送モジュール×1 ・補給モジュール×3	40人	指揮 診療 レントゲン 収容 6人	搬送補給管理管理 6人	収容 (収容 (報			
備考	・原則として、航空機搭乗場所と艦船間を、延べ2回以上往復可能な場合に洋上SCUを設置・運用する。 ・航空機が航空機搭乗場所と艦船間を1往復しかできない場合、洋上SCUの設置・運用は、関係機関との調整による。 ・不足が予想される資器材は、患者搬出入時の航空機等を活用して補充する。 ・各モジュール等の搭載及び固定方法は、航空機保有機関との調整による。								

乗艦するDMATの編成 (基準)

部門		人数・職種		収容患者数	備考			
指揮部門		8人		共 通	 ●DMATロジスティックチーム隊員による編成が望ましい。 ●指揮所リーダーは統括DMAT登録者である医師とする。 ●過去の洋上SCU訓練に参加している隊員からの選定が望ましい。 ●洋上SCU指揮所リーダーは、以下の事項に留意する。 ・適任のサブリーダーを選定する。 ・活動記録、EMIS管理及び連絡等の担当を配置する。 ・必要に応じて、艦船乗員との調整・連絡担当を選定する。 			
		16人	,		│ │●4人1組(医師1、看護師2、業務調整			
診療	医 師 4人	看護師 8人	業務調整員 4人	16人	員1)で8チームが望ましい。 ●診療部門リーダーは、以下の事項に留意する。 ・適任のサブリーダーを選定する。 ・受付、搬出入管理、医療資器材管理等の			
部門		3 2 人			担当及び診療担当を配置する。			
	医 師 8人	看護師 16人	業務調整員 8人	40人	・必要に応じて艦船乗員との調整・連絡会 当を選定する。 ・業務調整員には診療放射線技師を含める ことが望ましい。			

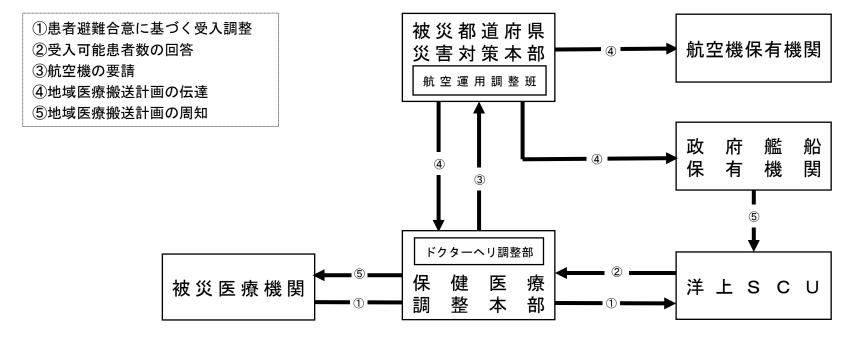
洋上SCUの指揮系統及び連絡・調整系統



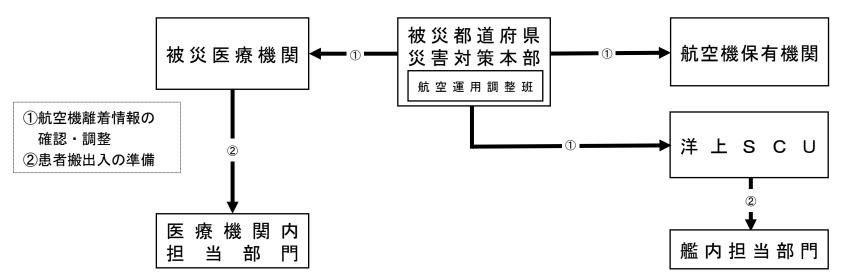
洋上SCUの内部配置(基本的な考え方)

エリア	項目	内容
	機能	洋上SCUの指揮、政府艦船内の指揮所及び保健医療調整本部との調整
指揮所エリア	設置場所	政府艦船が設置する格納庫等内の指揮所と隣接
	広さ	約5m×約5m
患者搬入	機能	搬入患者の病態把握と収容場所の指示、搬出患者の病態把握と航空機搭載までの継続看護
・ 搬 出 管 理	設置場所	昇降機の近傍
エリア	広さ	約10m×約5m
	機能	患者の収容及び必要な処置
	設置場所	格納庫等内の概ね中央付近
収容エリア	広 さ 等	 ・床面積:約10m×約5m(8床展開) ・収容可能患者数:5ブロックを設置し40人を確保 ※最大40人収容時:8人×5ブロック、最小16人収容時:8人×2ブロック ・通路:中央及び左右の壁面沿いに確保 ・ベッドの配置方向:艦艇の長軸方向(頭部が艦首側) ・その他の設置場所等:患者の食事場所、荷物置場、カーテン等 ・感染症患者等:他の患者と遮断できる場所を確保 ・収容エリアの使用統制により40床が確保できない場合は、政府艦船責任者等との調整により、他の収容場所を調整
	機能	レントゲンの撮影
レントゲン撮影エリア	設置場所	収容及び指揮所エリアから6m以上離隔した場所
	広さ	約10m×約5m
	機能	資器材の保管及び払出し、医療廃棄物の保管
資器材保管	設置場所	収容エリアと隣接
	広さ	約5m×約5m
	機能	DMAT隊員の休憩
│ D M A T 隊員 │ 待 機 エ リ ア	D M A T 隊員 待 機 エ リ ア 設 置 場 所 収容エリアから離隔	
	広さ	約5m×約5m

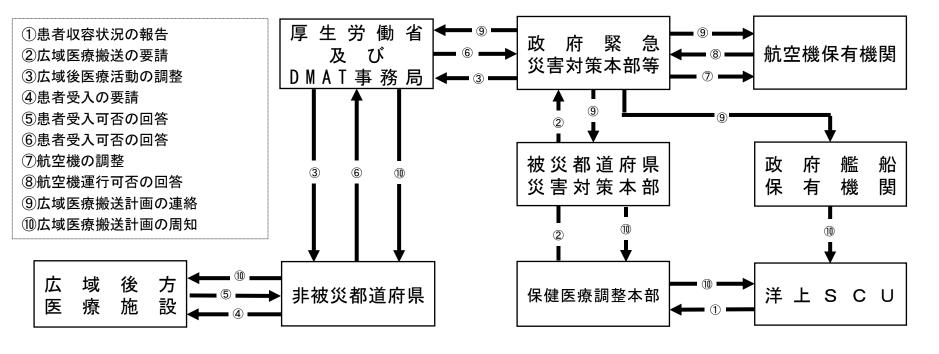
洋上SCUへの患者の搬入(地域医療搬送)



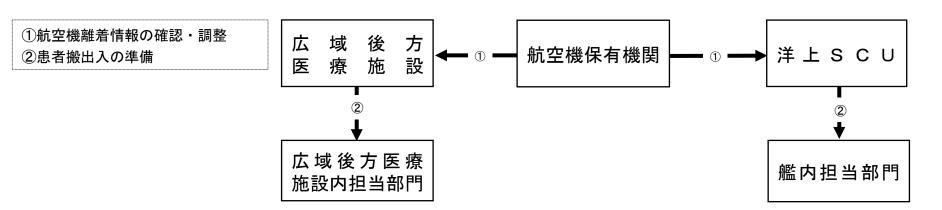
地域医療搬送計画に基づく航空機の離着の調整



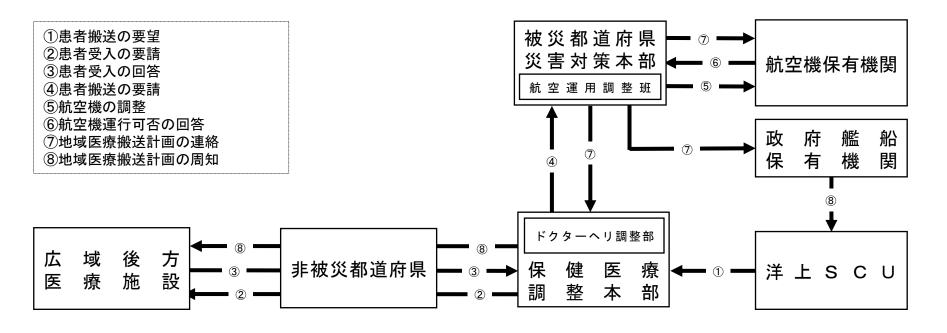
洋上SCUからの患者の搬出(広域医療搬送)



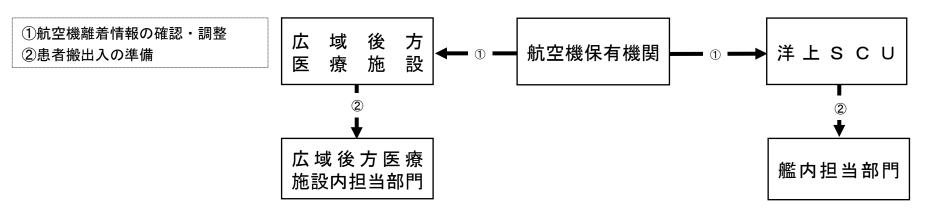
広域医療搬送計画に基づく航空機の離着の調整



洋上SCUからの患者の搬出 (地域医療搬送)



地域医療搬送計画に基づく航空機の離着の調整



地域医療搬送及び広域医療搬送に必要な調整項目

区分	項目	必要な情報						
洋上SCUへの	地域医療搬送計画 (事前に決定すべき内容)	・搬送元医療機関又はSCU名 ・搬送先SCU名(洋上SCU) ・航空機の所属及び機種 ・1日の飛行回数 ・搭載可能患者数						
患 者 の 搬 入 (地域医療搬送)	航空機の離着情報等 (医療機関等と航空機保有機関で 確認・調整すべき内容)	 搬送元医療機関又はSCUにおける離着陸場の場所 搬送元・洋上SCUにおける離着時刻 離着陸時の支援者(安全確保)要員の有無 通信手段 患者情報 人数・氏名・年齢・性別・傷病名・医薬品等 						
洋上SCUからの 患 者 の 搬 出	広域医療搬送計画 (事前に決定すべき内容)	搬送元SCU名(洋上SCU)における離着艦時刻搬送先SCU名及び着陸時刻搭載可能患者数						
患者の搬出 <u>(広域医療搬送)</u>	航空機の離着情報等 (医療機関等と航空機運用機関で 確認・調整すべき内容)	・患者情報 人数・氏名・年齢・性別・傷病名・医薬品等						
洋上SCUからの	地域医療搬送計画 (事前に決定すべき内容)	・搬送元SCU名(洋上SCU) ・搬送先SCU又は医療機関名 ・航空機の所属及び機種 ・1日の飛行回数 ・搭載可能患者数						
患者の搬出 <u>(地域医療搬送)</u>	航空機の離着情報等 (医療機関等と航空機保有機関で 確認・調整すべき内容)	・搬送先SCU又は医療機関における離着陸場の場所 ・洋上SCU・搬送先における離着時刻 ・離着陸時の支援者(安全確保)要員の有無 ・通信手段 ・患者情報 人数・氏名・年齢・性別・傷病名・医薬品等						